

税金サプリ

これで難解な税金もスッキリ

Zeikin Supplement

コロナ対応で拡充された給付金等とその課税関係

特別定額給付金は非課税、しかし 持続化給付金や 家賃支援給付金は課税

新型コロナウイルスの感染拡大が続く現状において、国等の経済支援策として、4月末の特別定額給付金や持続化給付金、税制特例法などを含む補正予算に続き、6月に成立した第二次補正予算では家賃支援給付金など更なる支援も打ち出されております。しかし、注意したいのは事業に関連する給付金と国民一人に10万円の特別定額給付金とは税の取扱いが異なる点です。拡充された給付金等とその課税関係を併せて確認しておきましょう。



雇用調整助成金の上限引き上げ新制度と 非課税給付金等

事業活動の縮小を要請された事業主が、労働者を一時的に休業させ、或いは教育訓練や出向をさせて雇用を維持した場合に休業手当等の一部を助成する雇用調整助成金の特例期間が令和2年9月30日まで延長されるとともに1日当たりの上限額が1万5,000円に引き上げられました。

今回の改変で、令和2年4月1日から9月30日までの休業や教育訓練等を対象とし、既に申請済の事業主

に対しても4月1日に遡って追加支給されることになりました。ハローワークにおいてその差額が再計算されますので、再申請の必要はありません。ただし、雇用調整助成金自体は課税対象となります。

また、休業手当を受け取っていない従業員に対しては、休業前賃金の80%を支給(月額上限33万円)する休業支援金、休業給付金が新たに設けられ、これらは非課税扱いとされました(下表参照)。

非課税給付金等一覧表

非 課 税	雇用保険臨時特例法による 非課税	○新型コロナウイルス感染症対応休業支援金(同法7条) ○新型コロナウイルス感染症対応休業給付金(同法7条)
	新型コロナ税特法による 非課税	○特別定額給付金(同法4条1号) ○子育て世帯への臨時特別給付金(同法4条2号)
	学資として支給される金品 (所得税法9条1項15号)	○学生支援緊急給付金
	心身又は資産に加えられた 損害について支給を受ける 相当の見舞金 (所得税法9条1項17号)	○低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金 ○新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金 ○企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の特例措置における割引券 ○東京都のベビーシッター利用支援事業における助成

■ 持続化給付金の対象範囲拡大と課税給付金等

売上高が前年同月比50%以上減少した法人には最大200万円、個人には最大100万円を支給する持続化給付金の対象が広がり、

①前年分の主たる収入を給与所得や雑所得で申告した個人事業者。

②2020年1月から3月に創業した事業者で、1月～3月の月平均売上高(事業収入)と比べ2020年4月以降の対象月の売上高が50%以上減少している場合。等も申請の受付がスタートしました。給付金はいずれも課税対象となります。

課 税 給付金等一覧表

課 税	事業所得等に区分されるもの	○持続化給付金(事業所得者向け) ○家賃支援給付金 ○農林漁業者への経営継続補助金 ○文化芸術・スポーツ活動の継続支援必要経費 ※補償金の支給額を含めた1年間の収入から経費を差し引いた収支が赤字となる場合などには、税負担は生じません。また、支払賃金などの必要経費を補てんするものは、支出そのものが必要経費となります。	○感染拡大防止協力金 ○雇用調整助成金 ○小学校休業等対応助成金 ○小学校休業等対応支援金
	一時所得に区分されるもの	○持続化給付金(給与所得者向け) ※一時所得については、所得金額の計算上、50万円の特別控除が適用されることから、他の一時所得とされる金額との合計額が50万円を超えない限り、課税対象にはなりません。	
	雑所得に区分されるもの	○持続化給付金(雑所得者向け)	

●助成金・補助金は、事務所News K-007を参照してください。

■ 家賃支援給付金の創設

本年6月の第二次補正予算で注目されたのは、家賃支援給付金の創設でした。政府は、ビルオーナーなど不動産所有者に対して業界団体を通してテナントの家賃減額を要請していましたが、地代や家賃そのものの負担を軽減する給付金を創設しました。

給付額は、申請時の直近1か月における月額の支払賃料により算定した給付額の6倍(6か月分)であり、法人は最大600万円、個人事業者は最大300万円までを一括支給する仕組みとなっております。

	月額の賃料	月額の給付額
法人	75万円以下	支払賃料×2/3
	75万円超	50万円+[75万円の超過分×1/3] ※100万円(月額)が上限
個人	37.5万円以下	支払賃料×2/3
	37.5万円超	25万円+[37.5万円の超過分×1/3] ※50万円(月額)が上限
申請は売上減少月の翌月～2021年1月15日		

対象となる事業者

- ①資本金10億円未満の中堅企業から中小企業、フリーランスを含む個人事業者。
- ②令和2年5月から12月のうち1か月の売上高が前年同月比50%以上減少、又は連続する3か月の売上高が前年同期比30%以上減少。

上記①②いずれも満たす事業者。

- 駐車場や事業の用に供している土地の賃料にも適用されます。
家賃支援給付金は、事業に関連した給付金である為、課税対象となります。



今回の家賃補填の給付金の登場は、事業者の皆様にとりまして多少明るい材料と言えるのではないか。また、各種給付金等には課税・非課税等が御座いますが、皆様の事業にとりまして該当する給付金等に漏れはないか、再度の確認を今一度行ってみる必要もあるのではないか。